

令和 6 年 5 月 27 日現在

機関番号：10101

研究種目：挑戦的研究(開拓)

研究期間：2020～2023

課題番号：20K20508

研究課題名(和文) 東アジア・東南アジアでのLGBTの実態とその権利擁護に向けた実証的・理論的考察

研究課題名(英文) Empirical and Theoretical Research on the Reality of LGBT People and their Right Protection in East and Southeast Asia

研究代表者

吉田 邦彦(Yoshida, Kunihiro)

北海道大学・法学研究科・特任教授

研究者番号：00143347

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 15,400,000円

研究成果の概要(和文)：LGBTの議論は欧米中心的に進められているが、本研究は第1に、理論面でそれを塗り替えて、従来の構築主義的・固定的な男女権力構造論からくる、フェミニズム法学の捉え方から脱却した、脱構築主義的なセクシュアリティ志向の理論構築を試み、第2に、その各論的・実務的問題に即して差別実態を明らかにし(具体的には、婚姻・家族形成、社会的暴力(歴史的不正義)・家庭内のDV、性別を巡る諸問題(職場差別、社会保障法の差別など))、打開策を追求し、第3に、欧米と東・東南アジアとの比較から、今後の変革のあり方を展望(欧米の最先端の動きを指標に、比較法的に東(東南)アジア状況の分析)を明らかにするという形で問題提起した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

LGBTQの研究は、従来実務中心で、フェミニズム理論との対比でどのように位置づけられるかの理論研究が欠落していたのを埋める意義がある。しかしセクシュアリティ・マイノリティが具体的な受けている諸問題の実践的取り組みは、相補的に必要なので、その具体的研究は不可欠である。本研究の柱は、従来の研究が欧米研究が中心だったので、視野を東アジア、東南アジアの状況に拡大して比較法学的に位置づけることを目指した。文化的な相違は否定できず、わが国の保守的抵抗勢力は根強いものの、比較的堅調に事態は推移しているが、その反面で、アメリカでは、同性愛の実現後に、分断政治でのバックラッシュが顕著で混迷状態との課題がある。

研究成果の概要(英文)：LGBTQ studies have been developed and spearheaded by Euro-American countries in recent years. In this research, first, theoretical deconstructive research has been focused: rather than the gender-structural power-relationship based dominance feminism (e.g., Catherine MacKinnon), much more deconstructive theory based on new LGBTQ type discrimination and marginalization (e.g., Janet Halley), which is more Foucauldian and more sensitive to contradictory structure, has been preferred. Second, this deconstructive LGBT theory covers concrete and pragmatic fields critically, most prominently, marriage and family structure, social violence related to past injustice, domestic violence, workers' discrimination and disparities in social welfare. Third, compared with Euro-American countries where LGBT studies are more advanced, the situation in East Asian and Southeast Asian countries have been more focused, although the backlash has become more outstanding and chaotic especially in the U.S.

研究分野：民法学、批判理論、性志向法学、国際人権

キーワード：LGBTQ フェミニズム法学 批判法学 同性愛・同性婚 性転換(トランスジェンダー) 脱構築主義 国際人権 差別

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

LGBT 問題としては、単にその婚姻が認められるべきとか、性転換の要件とか、その他、具体的な差別の解消などの実践的課題に追われて、フェミニズム理論との比較でのその理論的な問題は、追求されてこなかった。また、欧米研究中心で進められ、それとの比較でのアジアの状況の把握等も、あまりなされていなかった。

2. 研究の目的

LGBT の議論は欧米中心的に進められているが、本研究は第 1 に、理論面でそれを塗り替え、第 2 に、その各論的・実務的問題に即して差別実態を明らかにし(具体的には、婚姻・家族形成、社会的暴力(歴史的不正義)・家庭内の DV、性別を巡る諸問題(職場差別、社会保障法の差別など))、打開策を追求し、第 3 に、欧米と東アジア・東南アジアとの比較から、今後の変革のあり方を展望することを目的とする。

3. 研究の方法

欧米での議論の蓄積からの特に理論研究の掌握、学際研究のフォローとともに、実践的問題状況の追求が不可欠で、その上で、比較法的理解の拡大に努める。

4. 研究成果

(令和 2 年(2020 年)度)

第 1 に理論研究としては、LGBT の動きの中心である欧米、とくにアメリカ法学での同性婚姻法の変遷を巡って、豊かな議論とともに、混沌とした理論的基礎付けに向き合い、フェミニズム法学や(批判)人種法学との異同に注視して、状況分析・整理に努めた(継続中)。

第 2 に、その各論的・実務的問題としては、この期に(2021 年 3 月)札幌地裁で同性婚を認めないのは違憲とする判決が出て(但し賠償請求は棄却)それに注目し、更にその後の性的平等化の立法を巡る草の根の活動にも留意した。第 3 に、欧米と東アジア・東南アジアとの比較法であるが、とくに台湾やカンボジアなどの状況が比較的リベラルであることに鑑みて、その由来を明らかにし、その状況把握・実践的方策を模索した。この点で、カンボジアの研究者を迎えてのキックオフの研究会を行い(2020 年 9 月)同国の LGBT の状況を今後調査すべく同国を訪問し(同年 11 月)ネットワーク作り構築に向けて、同国の若手研究者との交流に努めた。今後はタイの状況の調査にも本研究を上げたいが、これらの諸国でもコロナ感染がその後広まっており、予断を許さない状況である。

(コロナ感染により、今後の東アジア・東南アジア調査が順調にできるかは、暗雲が垂れ込めており、また欧米のこの分野の研究者との意見交換も行う予定であったが、同様の理由から行うことができなかった。とくに 2020 年 11 月に行ったカンボジア出張は、本科研の業務遂行との関係で充実したものであったが、当時同国は、犠牲者ゼロ・感染者 20 名という日本とは比べものにならないほどの『安全地帯』であり、パニヤサストラ大学からの招聘の手紙をいただいたにも拘わらず、未だ北大法の『出張命令』が得られず、総長勧告にも拘わらず、北大法はそれを拒否する状況が続いており、その出張に関する本科研の執行ができず、所要費用数十万は自己負担を強いられており、深刻である。)

(令和 3 年(2021 年)年度)

第 1 課題は、理論研究としては、LGBT の動きの中心である欧米、とくにアメリカ法学での同性婚姻法の変遷を巡って、豊かな議論とともに、混沌とした理論的基礎付けに向き合い、フェミニズム法学や(批判)人種法学との異同に注視して、状況分析・整理に努めた(継続中)。第 2 に、その各論的・実務的問題としては、札幌地裁で同性婚を認めないのは違憲とする判決が出てから(但し賠償請求は棄却)更にその後の性的平等化の立法を巡る草の根の活動にも留意した。とくにこの期には、判例研究を行い共同研究者間で意見交換し、それが公表された。第 3 に、欧米と東アジア・東南アジアとの比較法であるが、とくに台湾やカンボジアなどの状況が比較的リベラルであることに鑑みて、その由来を明らかにし、その状況把握・実践的方策を模索した。しかし、これらの隣国は、コロナ禍で欧米以上に訪問は難しく、難航している(前年度に行ったカンボジア訪問も、海外出張承認が得られず、自己負担を強いられている)。これらの諸国でもコロナ感染がその後広まっており、予断を許さない状況である。その分、欧米(とくにアメリカ合衆国)の研究者との交流を深めている。

(北大法執行部の科研執行妨害がトラウマになり、東アジア、東南アジアとの研究交流も頓挫したままで、予算の執行もままならず、繰り越し分も累積しており、考えあぐねている。他方で、その分、欧米の関連研究者(とくにアメリカ合衆国の LGBT 研究者)との学術交流に努めている。)

(令和4年(2022年)度)

第1課題は、理論研究としては、LGBTの動きの中心である欧米、とくにアメリカ法学での理論的基礎付けに向き合い、フェミニズム法学や(批判)人種法学との異同に注視して、状況分析・整理に努めた(継続中)。第2に、欧米と東アジア・東南アジアとの比較法であるが、その状況把握・実践的方策を探ることにあるが、ようやく緒についてきた。2022年8月には、この分野の韓国の第一人者の金敏圭教授と再会し、本研究の深化を誓い合い、同年12月にこの分野におけるシンガポール管理大学のE・タン准教授の報告にアジア「法と社会」会議で接し、質疑討論に加わり、さらに2023年3月に同大学を訪問して、同准教授の議論について理解を深めることができた。更なる交流を東南アジア研究者と深化させたい。(もっとも、インドなどと同様に、同国での同性愛に関わる刑事罰を免除・廃止する動きはあるものの、民事法的に欧米の状況に接近したとは、断言できないようである。)(欧米の議論の状況との比較の上で、東アジア、東南アジアの議論を引き揚げることを本研究では狙っているが、皮肉なことに、コロナ被害が相対的に少なかったこの地域の方が、比較法的研究が滞っている。しかし、ようやくコロナ問題も解決の道筋が出てきているので、最終年度ではあるが、焦らずに、当初の研究目的の実現を着実に進めたい。)

(令和5年(2023年)度)

第1課題は、理論研究としては、LGBTの動きの中心である欧米、とくにアメリカ法学での同性婚姻法の変遷を巡って、豊かな議論とともに、混沌とした理論的基礎付けに向き合い、フェミニズム法学や(批判)人種法学との異同に注視して、状況分析・整理に努めた。この点で、アメリカでの政治分断との関連で、バックラッシュが根強く、締め付けの諸立法が相次ぐ状況には、戸惑う他はない。欧米、とくにアメリカ合衆国では、同性婚問題でわが国よりも着実に進んでいるという理解だったが、近時の「混迷」により、単純な見通しはつけられなくなったとも言える。

第2に、同性婚判例が注目される反面で、その後もわが国では、LGBTを(不十分なが)前向きに受け止める立法、さらには、前記札幌地判に続く違憲判決(例えば、東京地判・札幌高判(2023年3月、6月))もあり、この動向を今後とも丁寧に分析している。一応同性愛に関して、リベラルな方向で進んでいるとは言えるものの、保守勢力(伝統的な男女家族に拘る勢力)も根強く、「家族意識」に関わることであるので、男女別姓問題が未だに打開できていないのと同様に、この問題の実質的変容には、まだ時間を要するのかと、嘆息をつく。第3に、欧米と東アジア・東南アジアとの比較法であるが、とくに台湾やカンボジアなどの状況が比較的リベラルであることに鑑み、その由来を明らかにし、その状況把握・実践的方策を探ることにあるが、それをさらに深めることができた。この期には、カンボジアのパニヤストラ大学のナウエン学部長と意見交換したし(2023年6月)、更なる交流を東南アジア研究者と深化させたい。なお、学際的議論として、分担者瀬名波が、北大で同性愛者バーンスタインのシンポを開催し(2023年7月)、社会的にも注目された。

(まとめ)

LGBTQに関する欧米研究はもとより、東アジア・東南アジア研究を充実させたいというのが、当初の目的であったが、振り返って、コロナに翻弄されたとの印象を拭えない。分担者鈴木は、コンスタントにこの分野での成果発表を続けており、この問題の第一人者としての地歩を強めている。

しかし他方で、同氏は本来中国研究者だが、本研究との関係での首尾領域は、台湾研究に絞り込まざるを得ないという制約があり、代表者吉田は、成果を出す段階で、2024年4月から、中国・広東外語外貿大学法学院・雲山特別教授に任ぜられており、その内定段階から、本研究について思うにまかせない事情があることもお汲み取りくだされば幸いである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計13件（うち査読付論文 5件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 吉田邦彦	4. 巻 757
2. 論文標題 同性婚を認めない法制（民法・戸籍法）と憲法13条、14条、24条 - 同性婚を認めないことの違憲性と立法不作為を理由とする国賠請求（札幌同性婚違憲訴訟）」（札幌地判令和3.3.17）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 判例評論	6. 最初と最後の頁 2, 7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 9
2. 論文標題 婚姻平等を達成した台湾の経験が示唆すること	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジェンダー法研究	6. 最初と最後の頁 59, 77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 113
2. 論文標題 LGBTQ+にとっての婚姻権承認の意義：台湾における婚姻平等が日本へ示唆すること	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 73, 81
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢 = 瀬名波栄潤ほか	4. 巻 1
2. 論文標題 なぜ、ダイバーシティが必要か？：尊厳としてのセクシュアリティ	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 北海道大学ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言制定記念講演会 第3回記念講演：大学とセクシュアリティ	6. 最初と最後の頁 39, 54
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 15
2. 論文標題 台湾における婚姻平等化が意味するもの	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 同時代史研究	6. 最初と最後の頁 24, 31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉田邦彦	4. 巻 2508
2. 論文標題 同性婚を認めない法制 (民法・戸籍法) と憲法 13 条、14 条、24 条、同性婚を認めないことの違憲性と立法不作為を理由とする国賠請求 (札幌同性婚違憲訴訟)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 152, 161
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 104
2. 論文標題 台湾の大法官による憲法解釈制度の概要と運用	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 琉大法学	6. 最初と最後の頁 75, 90
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀬名波栄潤	4. 巻 58
2. 論文標題 (書評) 塚田幸光・クロスメディア・ヘミングウェイ - アメリカ文化の政治学	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 アメリカ文学研究	6. 最初と最後の頁 48, 54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kunihiko Yoshida	4. 巻 17(3)
2. 論文標題 Some Critical Analysis of the Japanese 'Legal Transplant': From the Legal Geography Perspective	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 US-China Law Review	6. 最初と最後の頁 113, 129
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 吉田邦彦	4. 巻 71(4)
2. 論文標題 移民法の諸問題、基礎理論のディレンマ構造と市民権 (公民権) の意義 (1) とくに民法 (所有法) との関連で	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 675, 712
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 吉田邦彦	4. 巻 71(5)
2. 論文標題 移民法の諸問題、基礎理論のディレンマ構造と市民権 (公民権) の意義 (2・完) とくに民法 (所有法) との関連で	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 1129, 1170
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 742
2. 論文標題 台湾における婚姻平等化からの示唆	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 142, 147
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀬名波米潤	4. 巻 21
2. 論文標題 偽装するハロルド	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ヘミングウェイ研究	6. 最初と最後の頁 93, 104
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計3件

1. 著者名 鈴木賢	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 354
3. 書名 台湾同性婚法の誕生 - - アジアLGBT + 灯台への歷程	

1. 著者名 鈴木賢ほか	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 465
3. 書名 現代中国法研究 (9版)	

1. 著者名 鈴木賢	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 354
3. 書名 台湾同性婚法の誕生 - - アジアLGBT + 灯台への歷程	

〔産業財産権〕

〔その他〕

分担者瀬名波のLGBTに関する学際的バーンシュタインシンボが、社会的に注目された。

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	瀬名波 栄潤 (Senaha Eijun) (10281768)	北海道大学・文学研究院・教授 (10101)	
研究 分 担 者	鈴木 賢 (Suzuki Ken) (80226505)	明治大学・法学部・専任教授 (32682)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------